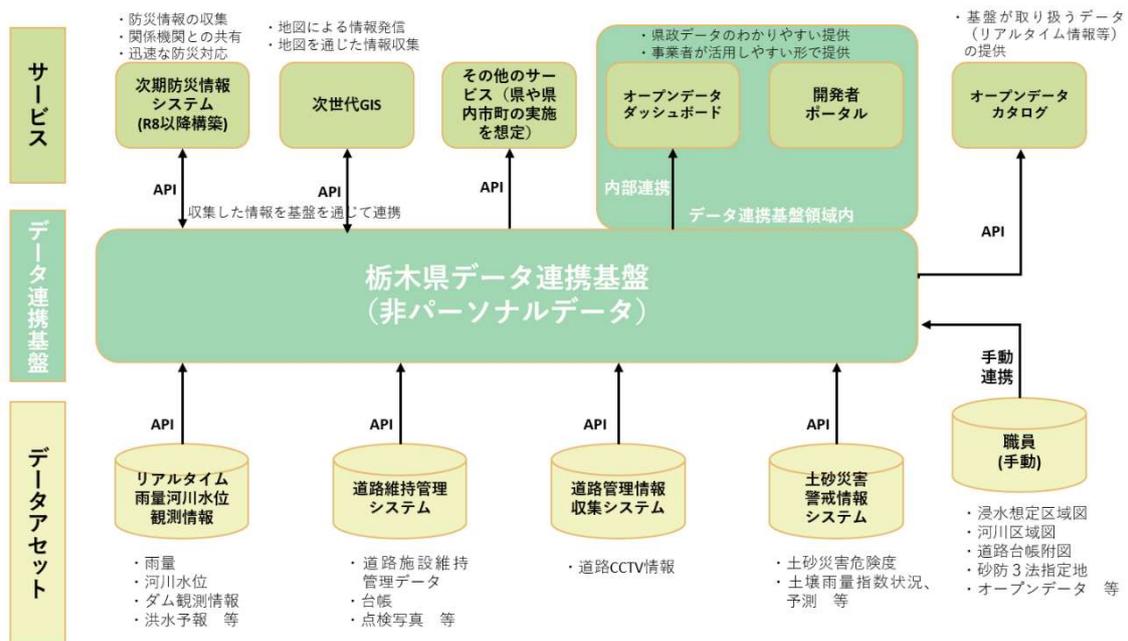


データ連携基盤構築にかかる情報提供依頼書

1 概要

栃木県（以下「本県」という。）では、令和7年度のデータ連携基盤構築に向け、現状や接続するサービス、データ連携基盤に求められる機能を明らかにするため、「令和6（2024）年度栃木県データ連携基盤構築に係る調査業務」を実施している。

本県が検討しているデータ連携基盤は、県が保有する河川や道路に関するインフラシステムの情報、浸水想定区域をはじめとした防災に関する情報、「オープンデータ・ベリーとちぎ」で公開しているオープンデータ等を、新たに構築予定のGIS等に連携させることとしている。



2 情報提供の目的

本情報提供依頼（以下「本RFI」という。）の目的は、以下のとおりである。

- データ連携基盤の構築に係る具体的なソリューションや技術に関する情報収集
- データ連携基盤の構築に必要な費用の把握
- データ連携基盤の共同利用に関する情報収集

3 情報提供を求める事項

- データ連携基盤の構築に係る具体的なソリューションや技術

本県が検討するデータ連携基盤の要件（以下「本要件」という。詳細は別紙1「本県が検討するデータ連携基盤の要件」を参照。）について、以下の情報提供を求める。

- 本要件に対して、回答者が提供するデータ連携基盤サービスにおける実現方法を、別紙1「本県が検討するデータ連携基盤の要件」の回答欄に記載すること。
- 本要件において、特に重要と位置付けている機能要件の具体的な実現方法の案を別紙1「本県が検討するデータ連携基盤の要件」の「補足資料」シートに記載している。実現方法の案について、懸念事項やより良い実現方法があれば提案すること。

*回答様式は任意

- 本要件で構築に不足する要件の抜け漏れがある場合、追加提案すること。

*回答様式は任意

(2) データ連携基盤の構築に必要な費用

- 本要件と令和7年度に連携予定のデータ一覧(別紙2「連携予定データ一覧」)を踏まえ、開発費用及び保守費用(年額)を、別紙3「見積書」に記載すること。

なお、費用算出に必要な情報が不足する場合、回答者の判断で前提を設定の上で算出することとし、それら前提についても記載すること。

また、開発費用及び保守費用については、サービス単位や機能ブロック単位など、回答者が可能な範囲で内訳を記載すること。

*回答様式は別紙3「見積書」とするが、任意様式の資料を追加可能とする。

(3) データ連携基盤の共同利用

本県以外の自治体(将来的には、自治体以外の企業・団体も想定)がデータ連携基盤を活用し、サービスを提供することについて検討している。

【想定するデータ連携基盤の共同利用のパターン*1】

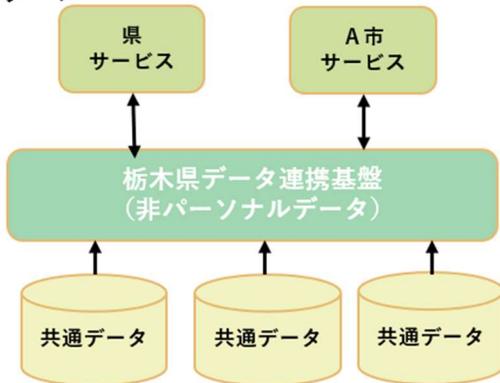
	サービスの提供形態	データの活用形態
①	県とA市が、異なるサービスを提供	県及びA市は、共通のデータを活用
②	県とA市が、異なるサービスを提供	県とA市は、共通するデータに加え、独自のデータ*2を活用
③	県及びB市が、同じサービスを提供	県及びB市は、共通のデータを活用
④	県及びB市が、同じサービスを提供	県とB市は、共通するデータに加え、独自のデータ*2を活用

*1 ①～④を組み合わせたパターンも想定される。

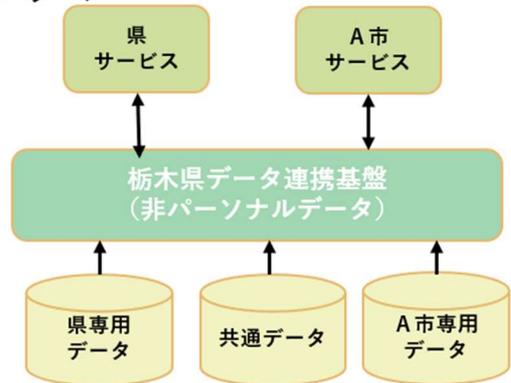
*2 「独自のデータ」は、非パーソナルデータだが、サービスで活用する自治体以外はアクセスできないものとする。

(想定するデータ連携基盤の共同利用のパターンのイメージ図)

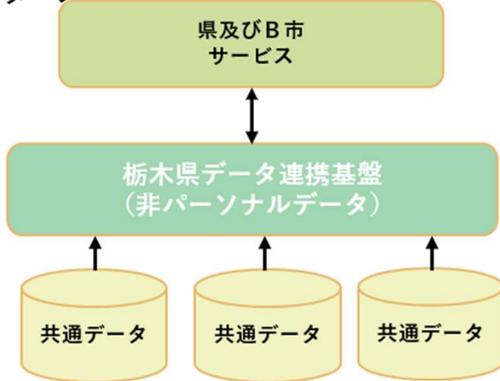
①パターン



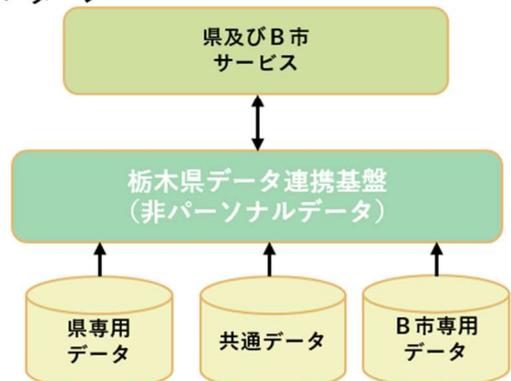
②パターン



③パターン



④パターン



- 複数のサービス提供主体がデータ連携基盤を活用する場合、回答者が提供するデータ連携基盤サービスにおいて発生する費用の考え方（補足）及びその費用を提示すること。

*回答様式は任意

(補足) 考え方の例

- ・データ連携基盤利用自治体数によって費用は変動せず、取り扱うデータ量が費用変動の要素となる。なお、専用のデータ領域を設定するための費用は必要となる。
- ・基盤を活用したサービスを提供する自治体数に応じて、共同利用費用が発生する（①～④全て費用負担が生じる共同利用に該当する）。
- ・提供するサービス数に応じて、共同利用費用が発生する（①②は費用負担が生じる共同利用に該当、③④は該当しない）。
- ・専用のデータ領域を設ける自治体数に応じて、共同利用費用が発生する（①③は費用負担が生じる共同利用に該当しない、②④は該当する）。

4 情報等の取扱い

本R F Iについて、提供を受けた情報・資料の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 本R F Iの目的は、令和7年度のデータ連携基盤構築に向け、データ連携基盤を活用した課題の解決やサービスの提供を行うため、現状や接続するサービス、データ連携基盤に求められる機能を明らかにすることであり、本R F Iに応じたことで今後の契約に影響を与える

ものではない。

- (2) 資料の提供に当たっては、上記「3」で挙げた項目について一部のみの提出も可とする。
- (3) 本R F Iにより情報提供を行った事業者に対し、後日内容に関する照会や追加資料の提出を依頼することがある。
- (4) 提供を受けた情報については、提供者に断りなく栃木県以外の第三者に提供しない。ただし、「令和6(2024)年度栃木県データ連携基盤構築に係る調査業務」における受託事業者に対し、この業務での活用に限定して共有することができるものとする。
- (5) 提供を受けた情報の一部については、今後作成を予定する調達仕様書等に反映する場合があります。
- (6) 提供を受けた資料は、返却しない。
- (7) 本R F Iに要する経費は、事業者の負担とする。

5 資料の提出方法等

(1) 提出資料の形式

原則電子媒体での提出とする。ファイルの形式は「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」、「Microsoft PowerPoint」、「PDF」のいずれかにより提出すること。

(2) 提出方法

「6 問合せ及び資料提出先」に記載されている連絡先に、メールにより提出すること。

* ファイル容量が10MBを超えるものについては、ファイル転送サービスを利用いただきたい。(本県からファイル転送サービスのリンクを送付することも可能)

(3) 提出様式

提出に当たり、「3 情報提供を求める事項」を参照し、別紙1「本県が検討するデータ連携基盤の要件」、別紙3「見積書」、任意様式による資料を添付すること。

(4) 情報提供提出期限

令和6(2024)年11月22日(金)

(5) 質問及び問合せ

本R F Iに関し、質問がある場合は、別紙4「質問票」により、「6 問合せ及び資料提出先」宛てメールにより送付すること。

なお、質問の内容によっては、回答に時間を要する可能性がある。

6 問合せ及び資料提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市1-1-20

栃木県総合政策部デジタル戦略課

担当：Society5.0担当 鶴見 田口 指出

電話：028-623-2824

メール：dx@pref.tochigi.lg.jp

7 添付資料

- ・別紙1 「本県が検討するデータ連携基盤の要件」
- ・別紙2 「連携予定データ一覧」
- ・別紙3 「見積書」
- ・別紙4 「質問票」